

ご遺族の方へ

お亡くなりになった方の手続きについて

このたびは謹んでおくやみ申し上げます。

ご遺族におかれましては今後市役所や、その他の関係機関での様々なお手続きが必要となる場合がございます。

市では市役所へ死亡届をご提出いただいた届出人の方へ、必要な手続きのご案内をお渡しいたします。申請いただく手続きについて、ご遺族のご負担を軽減し、スムーズに手続きが進められるよう、皆様のお手続きの一助となれば幸いです。



おくやみコーナーのご案内（予約制）

個室を使用し、落ち着いた環境で、ご遺族の市役所での手続きをワンストップで行います。

※一部の手続きは、担当課を案内する場合があります。

○予約方法 : 来庁希望日の前日までに電話にてお申し込みください。
(ご予約時に、亡くなられた方の氏名、生年月日、お越しになる方の氏名、生年月日、住所などをお伺いします。)

○予約電話番号 : 相馬市役所市民課 0244-37-2138
※ご予約の状況によっては、ご希望日に添えない場合もありますので、ご了承ください。

○受付場所 : 相馬市役所市民課（相馬市役所1階）

○準備物 : 相続人代表者の印鑑、通帳、故人の保険証、受給者証など
(詳しくは、各課の手続きをご確認願います。)

ご不明な場合は、事前にご連絡をいただき、ご予約日の前日までに手続きに必要な持ち物を、電話またはメールで案内します。

【各課の主な手続き】

担当課	各制度など	チェック	手続き内容
市民課 (市役所1階) 0244-37-2138	世帯主変更	☐	新しい世帯主をご家族で相談のうえ、届出をしてください。 届出人は、同一世帯の世帯員となります。 なお、二人世帯の場合、残りの世帯員が自動的に新たに世帯主となりますので、届出は必要ありません。
	印鑑登録証	☐	登録抹消になりますのでお返してください。
	住民基本台帳カード	☐	<u>カードと印鑑</u> を持参し、返納手続きをしてください。 ※マイナンバーカードや通知カードなどのマイナンバーを確認できるものをお持ちの場合は、保険金の請求等の手続きで使用する可能性がありますので、相続等すべての手続きが終了するまで保管してください。

担当課	各制度など	チェック	手続き内容
市民課 (市役所1階) 0244-37-2138	戸籍	☐	※ <u>死亡記載のある戸籍謄本等を必要とされる場合は、死亡届を提出されてから交付まで1週間程度かかりますので、ご了承ください。</u>
保険年金課 (市役所1階) (国保係) 0244-37-2140	国民健康保険証	☐	葬祭費が支給されます。支給は口座振込となりますので、 <u>喪主の方の預金通帳と印鑑、会葬礼状などの喪主が確認できるもの、亡くなられた方の国民健康保険証</u> を持参してください。 なお、世帯主変更がある場合は、 <u>世帯全員の国民健康保険証</u> を持参してください。 保険証の返還
(年金係) 0244-37-2141	後期高齢者医療被保険者証	☐	葬祭費が支給されます。支給は口座振込となりますので、 <u>喪主の方の預金通帳、会葬礼状などの喪主が確認できるもの、亡くなられた方の後期高齢者医療被保険者証</u> を持参してください。 後期高齢者医療保険被保険者証の返還
	年金	☐	未支給年金、死亡一時金、遺族年金などの請求手続きがあります。 亡くなられた方が加入していた年金制度や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって、該当する手続き内容や手続き場所が異なりますのでご案内します。
	【国民年金（基礎年金）のみ受給していた方が亡くなった場合】	☐	亡くなられた方が受給していた年金が、老齢基礎年金、遺族基礎年金、障害基礎年金、寡婦年金のみの場合の未支給年金の請求は、おくやみコーナー（保険年金課）で手続きできます。 ○請求できる方 亡くなられた方と生計を同じくしていた（優先順位の高い順に）配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、その他3親等内の親族。 （持参するもの）亡くなられた方の年金証書、請求者の通帳またはキャッシュカード、（亡くなられた方と請求者が同住所で世帯を分けていた場合）請求者のマイナンバーが確認できる書類。 ※亡くなられた方と請求者との関係がわかる戸籍謄（抄）本も必要になります。詳細は手続きの際にご案内します。 ※亡くなられた方と請求者の住民票上の住所が異なる場合、第三者の証明を受けた生計同一関係に関する申立書も必要になります。 ※亡くなられた方の最終住民登録地が介護施設等の場合は、住民票の除票も必要になることがあります。
こども家庭課 (市役所1階) 0244-37-2204	子ども医療費、児童手当、その他各種手当等	☐	受給者がお亡くなりになったときは、配偶者等に変更する手続きが必要になります。

担当課	各制度など	チェック	手続き内容
高齡福祉課 (市役所１階) ０２４４－３７－３０６５	介護保険証	☐	資格が喪失されますのでお返してください。
	【介護認定を受けている場合】	☐ ☐	高額介護（予防）サービス費の支給がある場合、受け取りの権利を引き継ぐための申請が必要です。 ※対象者かどうかはお越しの際に高齢福祉課で確認します (持参するもの) <u>申請者の通帳またはキャッシュカード</u> また、障がい者控除の対象である場合、申請書の記入をお願いしております。 ※対象者かどうかはお越しの際に高齢福祉課で確認します (持参するもの) <u>申請者の身分証明書</u>
	各種高齢サービス他	☐	緊急通報システム等を利用している方が亡くなられた場合は利用停止の届出が必要です。
社会福祉課 (市役所１階) ０２４４－３７－２１０９		☐	身体障害者手帳、療育手帳などの返還 (持参するもの) <u>各種手帳</u>
		☐	重度心身障害者医療費受給者証などの返還 (持参するもの) <u>重度心身障害者医療費受給者証、相続人代表者の通帳</u>
社会福祉課 ０２４４－３７－２２５８	災害義援金	☐	被災時に世帯員が２人以上であった世帯で、県や日本赤十字社などの住宅に係る災害義援金の受取人である世帯主の方がお亡くなりになったときは、世帯員の一人が受け取りの権利を引き継ぐことになります。 また、死亡義援金の受取人がお亡くなりになったときは、配偶者または直系の遺族が受け取りの権利を引き継ぐことになります。 被災時に単身世帯であった方がお亡くなりになった場合も手続きがあります。
	【住宅等が全壊または半壊の義援金を受け取っていた方が亡くなった場合】	☐ ☐	○被災時の世帯員が２人以上であった場合 世帯主と同居していた世帯員が新たな受取人となります。 (持参するもの) <u>通帳またはキャッシュカード</u> ○被災時の世帯員が単身であった場合 全壊または半壊の義援金の受け取りの権利はなくなります。
	【死亡義援金を受け取られていた方が亡くなった場合】	☐ ☐	○直系の遺族がある場合 新たな遺族の方が次の順位で受給者となります。同居の有無は問いません。 順位　１ 配偶者　２ 子　　３ 父母　　４ 孫　　５ 祖父母　　６ 直系の兄弟 (持参するもの) <u>相続関係の分かるもの(戸籍謄本、遺産分割協議書など)、通帳またはキャッシュカード</u> ○配偶者または直系の遺族がない場合 死亡義援金の受け取りの権利はなくなります。

担当課	各制度など	チェック	手続き内容
税務課 (市役所 1 階)	相続人代表の届出	☐	亡くなられた方に対して、市県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税・後期高齢医療者保険料・介護保険料が課されている場合は、相続人代表者の指定に関する手続きが必要になりますので、 <u>印鑑</u> を持参ください。
	固定資産税・軽自動車税	☐	亡くなられた方が、市県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税・後期高齢医療者保険料・介護保険料が課されている方の代納者（納税管理人）となっていた場合は、今後の納税に係る代納者を指定する手続きが必要になりますので、 <u>印鑑</u> を持参ください。
----- (市民税係) 0 2 4 4 - 3 7 - 2 1 2 7	住民税 国民健康保険税 後期高齢医療保険料 介護保険料	☐	納税義務者が亡くなられた場合は、相続人の方に納税義務が継承されますので、課税状況等をお伝えします。
	軽自動車税	☐	亡くなられた方の所有の軽自動車等については、次の取扱いとなりますので廃車または名義変更の手続きをお願いします。 ・相馬市ナンバー：相馬市役所 税務課 ・福島ナンバー：軽自動車検査協会 福島事務所（四輪） （電話 0 5 0 - 3 8 1 6 - 1 8 3 7） 福島運輸支局（1 2 5 cc 超の二輪） （電話 0 5 0 - 5 5 4 0 - 2 0 1 5） 南相馬自家用自動車組合 （電話 0 2 4 4 - 2 3 - 2 8 5 0） 又はお買い求めになられた車両販売店等にご相談ください。
----- (固定資産税係) 0 2 4 4 - 3 7 - 2 1 2 8	土地・建物の相続登記完了までの期間にかかる納税通知書等の送付先	☐	相続人が確定していない場合は、法定相続人の皆様で協議のうえ、相続人代表者を決めていただき、相続登記が完了するまでの期間、相続人代表者の方に納税通知書等の書類を送付させていただきますこととなります。（※なお、この届出は、相続する資産の所有権を定めるものではありません。）
	土地・建物の相続登記後の固定資産税納税義務者	☐	相続による所有権移転の登記が完了したときは、登記した年の翌年から、登記簿上の所有者が納税義務者になります。
	未登記家屋の所有者変更	☐	亡くなられた方の名義となっている未登記の家屋につきましては、未登記家屋に係る所有者変更の届出が必要になります。
----- (税制係) 0 2 4 4 - 3 7 - 2 1 2 6 (収納係) 0 2 4 4 - 3 7 - 2 1 2 9	市税の振替口座の停止手続き	☐	亡くなられた方の口座から市税の引き落とし（口座振替）をしていた場合は、解約の手続きが必要になりますので、 <u>印鑑</u> を持参ください。
	納税貯蓄組合への届出	☐	亡くなられた方が納税貯蓄組合に加入されていた場合は、届出に必要な用紙をお渡しさせていただきます。

●市役所以外の主な手続き一覧

死亡に伴う市役所以外の主な手続きは以下のとおりです。
該当する手続きを関係機関へお問い合わせください。

市役所以外の主な手続き	お問合せ先
水道料金等(名義変更・解約)	相馬地方広域水道企業団 ☎0244-35-6700
電気・ガス料金(名義変更・解約)	各契約会社
NHK 受信料の名義変更・解約	NHK ふれあいセンター ☎0570-077-077
インターネット・携帯電話・固定電話の契約承継・解約	各契約会社
クレジットカードの解約	各契約会社
生命保険などの請求	加入の生命保険会社など
土地・家屋の相続手続き	福島地方法務局 相馬支局 ☎0244-36-3413
国税(所得税など)関係の相続・申告	相馬税務署 ☎0244-36-3111
預貯金口座の凍結解除	各金融機関

この一覧は、参考として作成したものです。

個人の状況や制度の変更等により、お手続きの内容や必要書類について異なる場合がありますので、お手続きの際には改めて関係機関へご確認をお願いいたします。